業をはじめられる方

いわゆる「キッチンカー」や「移動販売車」など、自動車によって食品を調理・販売する場合、 固定店舗と同様、取り扱う食品の種類や作業内容に応じて、「営業許可」または「営業届出」 が必要になることがあります。

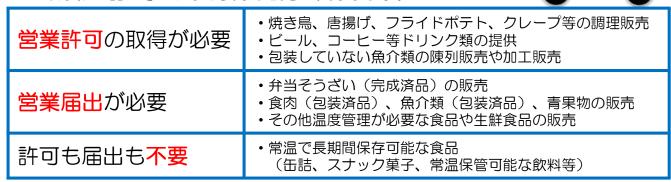
令和3年(2021年)6月1日以降に許可を取得される場合、

道立保健所管内のほか、札幌市・旭川市・函館市・小樽市を含む

「全道一円」での営業が可能になりました。



取り扱う品目等により必要な手続きが異なります。



業可能な地域について

令和3年(2021年)6月1日以降新たに許可を取得される場合、道立保健所管内の他、 札幌市・旭川市・函館市・小樽市を含む「全道一円」での営業が可能です。

▼ 既に許可を取得している方は以下の取扱いとなります

飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、魚介類販売業(包装以外)、 食肉処理業を取得している場合

■で 現在お持ちの営業許可の有効期限までは、許可証に記載している区域以外では 営業できません。

次回の許可更新時、または有効期限までに改めて許可を取得すると、 「全道一円」での営業が可能となります。



乳類販売業、食肉販売業(包装)、魚介類販売業(包装)を 取得している場合

■☞ 令和3年6月1日から自動的に「営業許可」から「営業届出」に移行され、 「全道一円」で営業が可能となります。



食品販売業を取得している場合

■で 食品販売業については、営業届出に自動移行されないため、令和3年11月30日 までに改めて届出を行う必要があります。

届出を行った時点から、「全道一円」での営業が可能です。

③ 許可申請先・届出先について

「営業基地」の場所によって許可申請先・届出先が異なります。

「営業基地」とは?

発進前の準備及び帰着後の後始末など、営業の管理的業務を行う場所を言います。



営業基地が道内にある場合

■ 営業基地の所在地を所管する保健所で手続きを行ってください。



営業基地が道外にある場合

<u>主な営業場所(予定も含む)の所在地</u>を所管する保健所で手続きを 行ってください。

④ 取扱い可能な品目について

自動車で使用する食品の調製、予備加工、包装等は、原則として食品衛生法に基づく 許可を受けた施設で行ってください。

また、自動車内で調理加工を伴う品目を提供する場合、営業室の広さや構造、営業の内容により、以下の条件が付されることがあります。

- ・調理を要する取扱品目は、1~2品目程度の提供とすること
- ・自動車で行う調理は、原則として、加熱・成型程度とすること

なお、以下のとおり、給水・排水タンクの容量により、車内で実施可能な行為が異なります。

400

- ・1工程程度の簡易な調理を行う
- ・使用する水は手洗い程度で、調理に水をほとんど使用しない



800

- ・2工程程度までの簡易な調理を行う
- 手洗いの他、調理にも水を使用する
- ・調理器具等の洗浄が必要となる



200l

- 多品目を提供する
- ・手洗いの他、調理にも大量の水を使用する
- 調理器具、食器等の洗浄や原材料の下処理を行う



その他、詳細は最寄りの保健所までお問い合わせください (連絡先)